

販売促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、障害者の工賃向上を図るため、障害者就労施設に対する理解を深め障害者就労施設製品の魅力をPRして障害者就労施設製品の販売を促進する事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者就労施設」とは、埼玉県内において就労継続支援B型事業を行う障害福祉サービス事業所をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に定めるものとする。

- 一 一般社団法人埼玉県セルプセンター協議会が行う「彩の国セルプまつり」
- 二 一般社団法人埼玉県セルプセンター協議会が行う「商品展示・販売会」
- 三 障害者就労施設が行う「地域分散型ショップでの展示・販売」

2 前項の事業は、障害者就労施設を主たる対象として行うものでなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は前条第1項の事業の実施に要する経費とし、詳細は別表1のとおりとする。

(補助額)

第5条 前条の経費に対する補助額は、別表2の額を超えないものとする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

(記載事項)

第7条 規則第4条第1項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 参加者・出展者の募集方法

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法人の定款
 - 二 役員及び会員名簿
 - 三 会員及び会費に関する定め、規則等
 - 四 法人の事業計画書（事業を実施する年度）
 - 五 法人の事業報告書（事業を実施する前年度）
 - 六 法人の収支決算書（事業を実施する前年度）
 - 七 法人の収支予算書（事業を実施する年度）
- 3 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式）

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（補助金の支払方法）

第9条 この補助金は概算払いとすることができる。

2 規則第7条により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が概算払いで事業を実施する場合は、速やかに知事に補助金を請求しなければならない。

（補助事業の変更等）

第10条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する事業内容の変更をしようとする場合は、様式第3号により知事の承認を受けなければならない。

- 一 事業に要する経費配分又は事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く）
- 二 事業の中止

2 前項第1号に定める軽微な変更は、補助対象経費の20%以内の増減とする。

（変更等の承認）

第11条 知事は前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、様式第4号により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について要求された事項を書面で報告しなければならない。

（報告書の様式）

第13条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 参加者・出展者の売上の概要がわかる資料

3 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了後30日以内又は事業年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条により交付すべき補助金の額を確定したときは、様式第6号により補助事業者へ通知する。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助事業者の責務)

第16条 補助事業者は、補助金の財源が県税等の貴重な財源によるものであることに留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めるとともに、次の責務を負うものとする。

- 一 会計処理を適正に行うこと
- 二 県補助金以外の自主財源の確保に努めること
- 三 これまで参加・出展したことの無い障害者就労施設及び補助事業者の会員でない障害者就労施設などが参加・出展しやすい事業とすること
- 四 障害者就労施設利用者の工賃向上に資するよう、障害者就労施設製品の売上の増加に努めること

附則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年11月18日から適用する。

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

【別表1】

節	細節	歳出科目の例示
給料 賃金	—	職員の給料 臨時的に雇用する場合の賃金等
職員手当等	—	通勤手当
共済費	—	社会保険料
報償費	—	彩の国セルプまつりステージアトラクション出演者への謝礼金
旅費	—	電車の運賃、駐車場料金
需用費	消耗品費	事務用品、小規模の看板等
	燃料費	ガソリン代
	印刷製本費	文書、パンフレット等の印刷代
	光熱水費	電気料金、ガス料金、上下水道使用料
役務費	通信運搬費	郵便料金、運搬料
		電話代
	広告料	新聞、テレビ、ラジオ広告
	手数料	各種検査手数料、送金手数料
	火災保険料	物件の火災保険その他の損害保険
—	彩の国セルプまつりでの会場設営費 商品・展示販売会での警備員代	
使用料及び 賃借料	—	会場・会議室等の借上料 レジ等臨時的に使用する備品等
その他	—	商品購入費 管理費（清掃、設備点検等）

※ この表に記載されていない項目は補助対象外とする。（例）「食糧費」など

※ 補助対象となっている歳出科目についても、その歳出科目の効果、必要性、必要額等を個別事業毎に判断し、補助対象としない場合もある。

※ 例示にない歳出科目の分類に迷う場合等については、障害者支援課担当者と相談すること。

【別表2】

補助対象事業	補助額
彩の国セルプまつり	<u>878,000円</u>
商品展示・販売会	<u>1,360,000円</u>
地域分散型ショップでの展示・販売	1か所あたり <u>340,000円</u> ※